

観光地点パラメータ調査委託業務処理要領

1 調査主題

北海道観光入込客数調査に係る観光地点パラメータ調査業務

2 調査内容

(1) 調査の基準

国土交通省観光庁が平成21年12月に策定、平成25年3月に改定した「観光入込客統計に関する共通基準」（以下「共通基準」という。）及び「観光入込客統計に関する共通基準調査要領」（以下「共通基準調査要領」という。）に沿って実施すること。

(2) 調査実施箇所 道内16箇所

- 藻岩山（札幌市）
- ポートマルシェotaru（小樽市）
- 道の駅あびらD51ステーション（安平町）
- 道の駅サブレッドロード新冠（新冠町）
- 金森赤レンガ倉庫（函館市）
- ハーバスター八雲（八雲町）
- 旭山動物園（旭川市）
- 宗谷岬（稚内市）
- 道の駅流水街道網走（網走市）
- おんねゆ温泉・北の大地の水族館（北見市）
- 道の駅うとろ・シリエトク（斜里町）
- エスタ帯広・とかち観光情報センター（帯広市）
- 道の駅ステラほんべつ（本別町）
- 釧路フィッシュマンズワーフMOO（釧路市）
- 道の駅摩周温泉（弟子屈町）
- 新千歳空港国際線ロビー（千歳市）

(3) 調査項目 居住地、年齢、性別、宿泊/日帰りの別、訪問観光地点、消費額等
詳細は「共通基準」19頁から20頁のとおり
調査項目は、追加または変更される場合がある。

(4) 調査時期 令和6年度中、四半期毎に1回ずつ、計4回実施

(5) 調査対象 上記観光地点の観光客（道内客、道外客、外国人客）

(6) アンケート調査票 別添のとおり。ただし、調査項目は追加または変更される場合がある。

(7) 調査員マニュアル 別添のとおり

3 委託業務の内容

(1) 調査票等の作成・印刷

アンケート調査票（日本語版、英語版、簡体字中国語版、繁体字中国語版、韓国語版）、
観光地点リスト、調査員マニュアル、外国人用案内板

(2) 調査実施場所の管理者に対する調査内容の説明及び協力依頼

(3) 調査員の確保・指導

(4) 必要に応じて謝礼品の購入及び贈呈

必要に応じて回答者に対し謝礼品を配布すること。

(5) 調査の実施

①調査時期

- ・調査日は、次の期間の中の休日とし、土日の2日間、または、前後の祝日を含めた期間内の1日とすること。
- ・実施予定日が悪天候などにより十分な票数を確保できないおそれがある場合は、直近の休日に切り替えること。

第1四半期 令和6年 5月から令和6年 6月の間

第2四半期 令和6年 7月から令和6年 9月の間

第3四半期 令和6年10月から令和6年12月の間

第4四半期 令和7年 1月から令和7年 2月の間

②調査方法

調査地点において調査員による観光客への対面ヒアリング形式で調査項目について聴取し、調査票に記録すること。

③回収票数

- ・1地点あたり1回の調査につき、100票以上とすること。
- ・上記未満の場合は、追加調査の実施等について、委託者に協議すること。

④外国人への対応

調査実施の場合は、外国人（英語、中国語、韓国語）に対する聞き取り調査ができるよう、外国語会話ができる調査員の配置や、コミュニケーションボードなどの補助資料などにより対応できる体制を整えること。

(6) 調査回答内容のチェック

- ・「共通基準調査要領」39頁のとおり。
- ・「異常値」の取り扱いについては、委託者に協議した上で、適切に処理すること。

(7) 電子データの作成

調査結果を、「共通基準調査要領」40頁及び道が指定する形式に入力すること。

(8) 成果品の提出

- ①成果品：(7) で入力したデータを電子媒体化（CD-R等）したもの1部
- ②提出期日：各四半期翌月の20日までに提出すること。

(9) 調査実施場所の管理者に対する礼状の印刷、送付

4 委託期間

令和6年 月 日(契約締結日)～令和7年3月24日

5 その他

- (1) 契約締結後、速やかに「業務処理計画書」を提出すること。
なお、業務処理計画を変更する場合は、速やかに「業務担当員」と協議すること。
- (2) 受託者は、調査を進めるに当たって不明な点が生じたときは、北海道と協議を行い、調査の円滑かつ適切な実施に努めること。
- (3) 委託者は、受託者に対し、必要に応じて調査状況等についての報告を求めることができるものとする。